

最低雇用率を守らない事業主は一人当たり年間 48 万円

ここ数年の間で障がい者雇用についての話題は皆様も耳にしたことがあると思います。「最低雇用率」とか「罰則金」とか関係がある大手企業ではもうすでに取り組んでいるようです。ところが、この度、法律が改正され経営者の皆様にはあまり良い話ではない方向になるようです。

この法律は「障害者雇用促進法」と言います。今までは障がい者を雇用しなくてはならないとされる企業の規模は従業員 56 人以上の企業でしたが今回の改正により 50 人以上の企業から適用されます。従業員 100 人未満の場合はハローワークに毎年 6 月 1 日時点の雇用状況を報告する義務が発生します。頭が痛いのは 100 人以上の企業です。今までは 200 人以上の企業が障がい者の雇用率 (2%) を下回っている場合納付金が発生していました。これが一般的に言われている通称「罰則金」です。

今回の改正の狙いは、障がい者雇用状況の改善が遅れており、地域の身近な雇用の場である中小企業における障がい者雇用の促進を図るためです。今回の改正のポイントは、

報告義務のみ	従業員 50 名以上の事業主	障がい者雇用数 1 名
納付金発生	従業員 100 名以上の事業主	障がい者雇用数 2 名以上
不足人数 1 名につき月額 40000 円		

上記のように今まで対象外であった企業にも適用されて、対応が遅れば最低でも年間 9 6 万の納付義務が発生してしまいます。従業員が 1 5 0 名の企業ならば年間 1 4 4 万納付しなければなりません。従業員数は正社員だけが対象かと思いきや週 3 0 時間以上のパートタイマーは「1」、2 0 時間から 3 0 時間未満のパートタイマーは「0. 5」と換算しますので回避することができません。

今まで障がい者雇用の状況が遅れてきたのには訳があります。一般企業は厚生労働省の告知に対してハローワークに求人をしておりましたが、採用に至るケースは稀でした。募集に来る障がい者を面談だけで判断するのは難しいという事、たとえ採用したとしても障がい者の特性を理解しなければ長期雇用には結びつかないからです。しかし、今回からはそういうわけにはいきません！

そこで今回私たちは、各企業に対して障がい者が長期に渡って雇用できるよう当施設内の障がい者を企業に出向かせ、作業や業務を実際に見ていただき、適当な人材に巡り合うまで人材変えながら送り込み、適当な人材が見つければ正規雇用してもらおうと考えております。これで初期面談で判断する難しさを解消し、正規雇用していただいた後も障がい者自身の相談を受け付け、企業側が問題とする障がい者に対する対処方法などのフォローをすることで長期雇用に関わり付けていこうと考えており、事業主のお手伝いをさせていただきます。

最後になりますが、最低雇用率を上回る雇用を行ったり、初めて障がい者を雇用した場合など、その他にも各種助成金がありますのでお気軽にご相談ください。

フレールカンパニー滝の原の現況

今年の 4 月 1 日に許認可を頂いた「フレールカンパニー滝の原」ですが現在の様子を報告させていただきます。パソコンを使用した事務系の訓練と作業を行っておりますが、勤務している障がい者は様々で年齢では下は 2 1 歳から上は 6 4 歳まで、男性 5 7 %、女性 4 3 %の比率になっております。

6 月中には利用者もおおよそ初期定員数の 2 0 名に到達する見込みです。パソコンスキルも様々ですが徐々にデータ入力などの作業も手掛け始めたところで、県内の施設も見学に来ており、評判も上々ではないかと思われま。皆様も是非お越しくださいませ。



報告とお知らせ

※新たに大手釣り具メーカー様から継続して軽作業を受注させていただきました。

○平成 2 5 年度年間平均工賃	○平成 2 6 年 5 月度平均工賃
県内 A 型事業所 6 0, 4 0 4 円	当事業所 5 5, 8 8 8 円
県内 B 型事業所 1 4, 8 0 3 円	当事業所 1 5, 1 6 7 円

○障がい者登録人数 (6 月 1 日現在)

フレールカンパニー新町 (A 型)	2 6 名	
フレールカンパニー宇都宮インター (B 型)	9 名	利用者計 4 9 名
フレールカンパニー滝の原 (A 型)	1 4 名	職員数 1 2 名

○ (一社) 日本医療福祉サービスでは基金、寄付金の募集を常時行っております。障がい者を取り巻く環境整備や広報活動にご理解いただき、ご支援とご協力をお願い致します。